2　キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	368,166,990,266円
うち定期預金	358,759,000,000円
（差引）資金残高	9,407,990,266円

3　行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額

計上額	206,087,383円
うち国からの出向職員分	22,493,204円

4　有価証券関係

⑴　満期保有目的の債券で時価のあるもの　（単位：円）

区　　分	期末における貸借対照表計上額	期末における時価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	91,053,069,515	96,398,469,000	5,345,399,485
合　　計	91,053,069,515	96,398,469,000	5,345,399,485

⑵　事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当なし

⑶　時価評価されない有価証券　（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額
①　その他の有価証券	
○　非上場株式	1,415,574,071
合　　計	1,415,574,071
②　関係会社株式	
○　関連会社株式	7,334,741,819
合　　計	7,334,741,819

⑷　満期保有目的の債券の期末日後における償還予定額　（単位：円）

区　　分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債・地方債等	6,950,000,000	27,812,000,000	42,600,000,000	2,600,000,000
社債	200,000,000	2,800,000,000	8,140,000,000	0
合　　計	7,150,000,000	30,612,000,000	50,740,000,000	2,600,000,000

※国債・地方債等＝国債、地方債、政府保証債、財投機関債

5　退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、役員について役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度を、また、役員及び職員に対して厚生年金基金制度を設けております。

⑵　退職給付債務

退職給付債務	
役員の退職一時金（簡便法）	25,297,125円
職員の退職一時金（簡便法）	2,420,745,956円
厚生年金基金（原則法）	5,141,974,000円
退職給付債務　計	7,588,017,081円
年金資産（厚生年金基金）（△）	△　2,039,877,000円
運営費交付金の財源措置があるため引当てなかった額（△）	△　4,078,106,929円
退職給付引当金	1,470,033,152円

⑶　退職給付費用

勤務費用	
役員の退職一時金（簡便法）	5,065,000円
職員の退職一時金（簡便法）	213,380,705円
厚生年金基金（原則法）㈱	104,284,241円
勤務費用　計	322,729,946円
利息費用	90,815,400円
期待運用収益（△）	△　54,695,250円
数理計算上の差異の（費用）処理額	344,958,745円
運営費交付金の財源措置があるため引当金を繰入れなかった額（△）	△　443,383,414円
支出時に費用処理した額	
役員の退職一時金	0円
職員の退職一時金	92,750,227円
厚生年金基金掛金拠出額㈱	74,297,350円
支出時に費用処理した額　計	167,047,577円
合　　計	427,473,004円

㈱　厚生年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

⑷　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項（厚生年金基金のみ対象）

①　退職給付見込額の期間配分方法　期間定額基準

②　割引率　1.5%

③　期待運用収益率　3.0%

④　数理計算上の差異の処理年数　発生年度に一括処理

6　持分法損益等

⑴　関連会社に対する投資の金額	7,334,741,819円
⑵　持分法を適用した場合の投資の金額	16,628,486,851円
⑶　持分法を適用した場合の投資利益の金額	449,799,437円

7　金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金等で行っております。また、１年を超す資金運用については、同規定等に基づき国債・地方債等で行っております。

なお、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。